

## 1 検索

(左:件数/右:人数)( )内数は、自己申告調査で未申告の職員

対象者	評価	A 業務外								B 研修として許容されると誤信していた		合計			
		小計		内訳						小計		のべ数		実人数	
		のべ数		a 興味本位		b 個人的利用		c 外部監察チームが業務外が相当とするもの		実人数					
I	①	著名人	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2
	②	不特定者	97	2	97	2	0	0	0	0	41	4	138	6	6
	③	特定市民	24	1	0	0	0	0	24	1	4	2	28	3	3
	④	職員・知人	94	6	88	4	0	0	6	2	6	3	100	9	7
	⑤	親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	のべ数	217	11	187	8	0	0	30	3	51	9	268	20	—
	実人数	—	7	—	4	—	0	—	3(1)	—	9	—	15	—	
II	⑥	本人	2	2	0	0	2	2	0	0	17	14	19	16	16
	⑦	直系尊属・卑属	16	6	9	1	7	5	0	0	25	9	41	15	14
	⑧	配偶者	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4	8	4	4
	小計	のべ数	18	8	9	1	9	7	0	0	50	27	68	35	—
	実人数	—	7	—	1	—	6(2)	—	0	—	20(6)	—	26	—	
合計	のべ数	235	19	196	9	9	7	30	3	101	36	336	55	—	
	実人数	—	13(3)	—	4	—	6	—	3	—	25(6)	—	36	—	

## 【凡例】

## 1 対象者について

- ※② 「不特定者」とは、戸籍データベースに登録された大阪市に本籍を有する者から、生年月日等によって無作為に選択された者をいう。
- ※③ 「特定市民」とは、戸籍データベースに登録された大阪市に本籍を有する者から、任意に選択された者をいう。
- ※④ 「職員、知人等」とは、閲覧等をした職員の上司や同僚、知人、友人をいう。
- ※⑤ 閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が不可能な親族をいう。
- ※⑦ 閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が可能な直系尊属及び直系卑属をいう。
- ※①～⑤は、閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が不可能な対象範囲。
- ※⑥～⑧は、閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が可能な対象範囲。

## 2 目的について

- ※A a「興味本位」とは、職員が「興味本位」と申告し、外部監察チームによる評価も「興味本位」であった申告をいう。
- ※A b「個人的利用(自己都合)」とは、「個人的な事情で閲覧等の必要が生じた」と当該職員が申告し、外部監察チームによる評価も「個人的利用」であった申告をいう。
- ※A c「外部監察チームが業務外が相当とするもの」とは、外部監察チームによる評価が職員の申告内容と異なった申告をいう。
- ※B 「研修として許容されると誤信していた」とは、職員が戸籍情報システムの操作確認・習熟や戸籍届書等処理のために戸籍情報を参考にしていた等の申告をいう。

(左:件数/右:人数)( )内数は、自己申告調査で未申告の職員

対象者		評価	A 業務外							B 研修として許容されると誤信していた		合計			
			小計		内訳					小計		合計			
			のべ数		a 興味本位		b 個人的利用		c 外部監察チームが業務外が相当とするもの		実人数		のべ数		実人数
I	①	著名人	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2
	②	不特定者	41	2	41	2	0	0	0	0	38	3	79	5	5
	③	特定市民	6	1	0	0	0	0	6	1	4	2	10	3	3
	④	職員・知人	81	6	75	4	0	0	6	2	6	3	87	9	8
	⑤	親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	のべ数	130	11	118	8	0	0	12	3	48	8	178	19	—
	実人数	—	7	—	4	—	0	—	3(1)	—	8	—	14	—	
II	⑥	本人	2	2	0	0	2	2	0	0	15	12	17	14	14
	⑦	直系尊属・卑属	16	6	9	1	7	5	0	0	25	9	41	15	14
	⑧	配偶者	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4	8	4	4
	小計	のべ数	18	8	9	1	9	7	0	0	48	25	66	33	—
	実人数	—	7	—	1	—	6(2)	—	0	—	18(6)	—	24	—	
合計	のべ数	148	19	127	9	9	7	12	3	96	33	244	52	—	
	実人数	—	13(3)	—	4	—	6	—	3	—	22(6)	—	33	—	

## 【凡例】

## 1 対象者について

- ※② 「不特定者」とは、戸籍データベースに登録された大阪市に本籍を有する者から、生年月日等によって無作為に選択された者をいう。
- ※③ 「特定市民」とは、戸籍データベースに登録された大阪市に本籍を有する者から、任意に選択された者をいう。
- ※④ 「職員、知人等」とは、閲覧等をした職員の上司や同僚、知人、友人をいう。
- ※⑤ 閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が不可能な親族をいう。
- ※⑦ 閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が可能な直系尊属及び直系卑属をいう。
- ※①～⑤は、閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が不可能な対象範囲。
- ※⑥～⑧は、閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が可能な対象範囲。

## 2 目的について

- ※A a 「興味本位」とは、職員が「興味本位」と申告し、外部監察チームによる評価も「興味本位」であった申告をいう。
- ※A b 「個人的利用(自己都合)」とは、「個人的な事情で閲覧等の必要が生じた」と当該職員が申告し、外部監察チームによる評価も「個人的利用」であった申告をいう。
- ※A c 「外部監察チームが業務外が相当とするもの」とは、外部監察チームによる評価が職員の申告内容と異なった申告をいう。
- ※B 「研修として許容されると誤信していた」とは、職員が戸籍情報システムの操作確認・習熟や戸籍届書等処理のために戸籍情報を参考にしていた等の申告をいう。

3 出力

(左:件数/右:人数)( )内数は、自己申告調査で未申告の職員

対象者		評価	A 業務外							B 研修として許容されると誤信していた		合計		
			小計		内訳					小計		のべ数		実人数
			のべ数		a 興味本位	b 個人的利用	c 外部監察チームが業務外が相当とするもの		実人数		のべ数	実人数		
I	①	著名人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②	不特定者	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	1
	③	特定市民	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	④	職員・知人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤	親族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	のべ数	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	-
	実人数	-	0	-	0	-	0	-	-	1				
II	⑥	本人	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	1
	⑦	直系尊属・卑属	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑧	配偶者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	のべ数	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	-
	実人数	-	0	-	0	-	0	-	-	1(1)		1		
合計	のべ数	0	0	0	0	0	0	0	4	2	4	2	-	
	実人数	-	0	-	0	-	0	-	-	2(1)		2		

【凡例】

1 対象者について

- ※② 「不特定者」とは、戸籍データベースに登録された大阪市に本籍を有する者から、生年月日等によって無作為に選択された者をいう。
- ※③ 「特定市民」とは、戸籍データベースに登録された大阪市に本籍を有する者から、任意に選択された者をいう。
- ※④ 「職員、知人等」とは、閲覧等をした職員の上司や同僚、知人、友人をいう。
- ※⑤ 閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が不可能な親族をいう。
- ※⑦ 閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が可能な直系尊属及び直系卑属をいう。
- ※①～⑤は、閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が不可能な対象範囲。
- ※⑥～⑧は、閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が可能な対象範囲。

2 目的について

- ※A a 「興味本位」とは、職員が「興味本位」と申告し、外部監察チームによる評価も「興味本位」であった申告をいう。
- ※A b 「個人的利用(自己都合)」とは、「個人的な事情で閲覧等の必要が生じた」と当該職員が申告し、外部監察チームによる評価も「個人的利用」であった申告をいう。
- ※A c 「外部監察チームが業務外が相当とするもの」とは、外部監察チームによる評価が職員の申告内容と異なった申告をいう。
- ※B 「研修として許容されると誤信していた」とは、職員が戸籍情報システムの操作確認・習熟や戸籍届書等処理のために戸籍情報を参考にしていた等の申告をいう。